

年少者映画審議会規程

映倫維持委員会

1956年制定

2000年4月19日改訂

2009年4月23日改訂

1 目的

映画の内容や表現が年少者の心身に及ぼす影響は大きい。年少者映画審議会（以下、審議会という）は、「映画倫理綱領」第3項にもとづき、映画倫理委員会委員長（以下、映画倫理委員長という）の諮問機関として、年少者の成長と福祉に資する映画について助言を行い、年齢層に対応して推薦する映画を選定する。なお、ここで年少者とは18歳未満の者をいう。

2 構成

- (1) 映画倫理委員長が選任・委嘱する10名以内の委員によって構成される。
- (2) 審議会委員は次の領域から選出される。
 - 映画倫理委員会委員 1名
 - さまざまな分野から 9名以内
- (3) 委員長は、上記(2)の映画倫理委員がつとめ、副委員長はの中から映画倫理委員長が任命する。
- (4) 委員の任期は2年とする。再選を妨げない。

3 会議

- (1) 映画倫理委員長が召集し、映画の推薦および年少者と映画に関する問題について諮問し、随時開催することができる。
- (2) 会議は、委員の2分の1以上の出席で成立し、議決の必要あるときは、出席委員の過半数をもって決する。賛否同数の場合は、年少者映画審議会委員長がこれを決する。

4 推薦映画の選出と審議会への諮問

- (1) 映画製作者等は、映画倫理委員会事務局へ推薦の対象となる映画を申請することができる。事務局はその申請を受けて映画倫理委員長に報告し、映画倫理委員長は審議会に対し推薦の可否を諮問する。
- (2) 審議会委員、映画倫理委員、審査員は推薦の対象となる映画を選定し審議会に諮ることができる。

5 推薦の対象と推薦映画の選定基準

(1) 推薦の対象

推薦の対象は以下の通りとする。

年少者向け：年少者が見ることを推奨するもの

年少者と保護者向け：年少者と保護者が見て話し合うことを推奨するもの

保護者向け：保護者にとって年少者の教育に役立つもの

(2) 推薦の選定基準

[年少者向け]

以下の要件のいずれかに該当し、且、映画としての質が高いもの

ア 生命の尊さを自覚させ、愛情をはぐくむ

イ 行動規範を身につけ、倫理観・正義感を高める

ウ 社会的視野を広げ、他者への想像力を醸成する

エ 知識・教養を養う

オ 芸術への理解と感覚を培う

カ その他、優れた娯楽作品など審議会委員が年少者に見せたいと思うもの

[年少者と保護者向け]

の諸条件を満たしながらも、年少者には誤解を与える恐れがあり、保護者と話し合うことで成果をあげる映画。

[保護者向け]

年少者の心理やおかれている環境を適切に表現、あるいは説明しており、保護者が見ることにより年少者の理解や教育に資すると考えられる映画。

6 公表

映画倫理委員長は、審議会の答申を受けて「映画倫理委員会推薦」の可否を決定し、その結果を関係者に通知するとともに、推薦映画については一般に公表して周知を図るものとする。